

パリオリ・パラトップアスリート強化支援事業 補助金の事務手続きについて

1 内示等の通知

○交付申請の期限、対象選手、上限金額等を書面により通知します。

2 交付申請書等の提出（通知に記載の期日まで）

○1の内容に沿って交付申請書を作成し、下記提出先に郵送又は持参してください。
○概算払を希望される場合は、併せて必要書類を提出してください。

3 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

○交付申請の取り下げは、交付決定を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

◎補助金の支払い【概算払い】

概算払の場合は、交付決定通知に併せて、概算払を行う旨の通知も交付します。

4 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5 事業完了

○事業の完了とは、当該事業に係る金額が確定した時です。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

6 実績報告書の提出（完了・廃止・中止から30日以内かつ 翌年度の4月20日まで）

○実績報告は下記提出先へ郵送又は持参してください。

○精算払の場合は、実績報告書と共に口座振込依頼書を提出してください。

7 額の確定通知到着

◎補助金の支払い【精算払い】

精算払の場合は、額の確定通知後に、指定口座に補助金を振込みます。

◎補助金の返納【戻入】

概算払金額が実績報告額より大きい場合、額の確定通知と共に戻入返納書を送付します。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7920 sports@pref.tottori.jp